

臨床発達心理士資格認定細則

第1条（総則）

本細則は一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構資格認定委員会規約第7条に基づいて定めるものである。

第2条（業務）

資格認定委員会は、当委員会が定める審査基準に基づいて資格審査を行い、臨床発達心理士の資格を認定する。

第3条（有資格者・申請タイプ・申請基準）

臨床発達心理士とは、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構定款第3条及び4条に基づき機構によって認定された「臨床発達心理士」を指す。

2 臨床発達心理士の資格を申請する場合の申請タイプ・申請基準は次の通りである。

タイプⅠ（院修了タイプ）：発達心理学隣接諸科学大学院修士課程修了者（修了見込者、博士課程（後期）在学者、博士課程修了者も含む）で、5つの指定科目（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」「臨床発達支援の専門性に関する科目」「認知発達とその支援に関する科目」「社会・情動の発達とその支援に関する科目」「言語発達とその支援に関する科目」、以下「指定科目」と記す）の内、3つの単位を大学院または指定科目取得講習会で取得し（必ず、「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を含むこと）、200時間以上の臨床実習経験がある。

タイプⅡ（現職者タイプ タイプⅡ－1とタイプⅡ－2の2種類の申請タイプがある）：

タイプⅡ－1：発達心理学隣接諸科学大学院修士課程修了者（修了見込者、博士課程（後期）在学者、博士課程修了者も含む）で、3年以上の臨床経験があり、3つの指定科目を履修している（必ず、「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を含むこと）。

タイプⅡ－2：発達心理学隣接諸科学学部4年制卒業者で、4年以上の臨床経験があり、4つの指定科目を履修している（必ず、「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を含むこと）。

タイプⅢ（研究者タイプ）：大学・研究所等の専門機関で5年以上（2005年度から）の研究勤務経験があり、臨床発達心理学に関する5点以上の研究業績をもつ。

タイプⅣ（公認心理師タイプ）：公認心理師資格を有していて、臨床発達専門講習会を受講している。

3 外国の専門機関での教育歴・臨床歴・研究勤務歴については、国内における同等のものとみなす。

第4条（申請手続き）

臨床発達心理士の資格認定の審査を申請する者は、指定された手続きに従って申請しなければならない。

2 申請の手続きについては、臨床発達心理士資格申請手続き細則で定める。

第5条（審査方法と審査基準）

資格審査の方法および審査基準については、臨床発達心理士資格審査方法・審査基準細則で定める。

第6条（登録）

臨床発達心理士の資格を認定された者は、認定証の交付にあたって、登録料と運営費を一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構に納付しなければならない。

2 登録料は12,000円とする。

3 運営費は3,500円とする。

第7条（資格の有効期間と更新）

臨床発達心理士の資格の有効期間は5年間とし、これを更新することができる。

2 更新手続きは、臨床発達心理士資格更新手続き細則で定める。

第8条（細則の改定）

本細則の改定は、資格認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は2001年12月2日から施行する。

附 則（2003年2月2日一部改定）

附 則（2005年1月1日一部改定）

附 則（2012年12月16日一部改定）

附 則（2016年6月19日一部改定）

この細則は、2017年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる細則は、当該各号に定める日まで改正前の細則を適応する。

2 臨床発達心理士資格認定細則第3条現職者タイプ（E） 2018年3月31日

3 臨床発達心理士資格認定細則第3条基本タイプ、現職者タイプ（A、B、C、F） 2019年3月31日

附 則（2020年2月1日一部改定）

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年5月23日一部改定）

附 則（2023年12月17日一部改定）

附 則（2025年5月4日一部改定）